

主要国の制裁金等算定における企業の法令遵守の取組の取扱い

アメリカ、EU、イギリスにおいては、行政制裁金や刑事罰金の算定に関するガイドラインを有しており、企業の法令遵守の取組の取扱いは以下のようになっている。

1 米国

量刑手続改革法(Sentencing Reform Act of 1984)に基づき、量刑委員会(U.S. Sentencing Commission、連邦司法機関内の独立委員会)が制定した量刑ガイドライン(Sentencing Guideline、企業に対する量刑ガイドラインは1991年に発効)において、刑罰を決定する上で考慮すべき要素について詳細に規定している。有責性スコアも量刑決定の重要な要素であるが、「効果的なコンプライアンス・プログラム(effective compliance and ethics program)」を有していれば、有責性スコアが軽減されることとなっている(要件については別紙参照)。

1994年10月から2003年9月までの刑事事件件数は、955件であるが、そのうち、効果的なコンプライアンス・プログラムを有していたとされたのは2件にとどまり、反トラスト法違反に対する適用例はない。

2 EU

制裁金の設定についてのガイドラインを定め、その中で、制裁金の加算要素、減算要素を示しているが、企業のコンプライアンスの取組については、明示されていない。

3 イギリス

制裁金の適正金額に関するガイダンスを定め、制裁金の軽減要因(mitigating factors)として、法令遵守を確保するために採られた適切な措置(adequate steps having been taken with a view to ensuring compliance)が含まれている。

効果的なコンプライアンス・プログラムの要件(米国量刑ガイドラインより)
(§8B2.1. Effective Compliance and Ethics Program)

- (a) 効果的なコンプライアンス・プログラムを有しているというためには、その役員又は従業員による犯罪行為を抑止・探知すべく適切な注意(Due diligence)を払い、倫理的な行動や法令遵守を重視する企業文化を促進しなければならない。プログラムは、違反行為の抑止及び探知を目的として合理的に考案され、かつ、執行されていなければならない。犯罪の発生を防ぐことができなかったからといって、直ちに当該企業のコンプライアンス・プログラムが非効果的であったということにはならない。
- (b) 効果的なコンプライアンス・プログラムと認められるためには、少なくとも以下の条件を満たす必要がある。
- (1) 犯罪行為を防止・発見するための規準及び手続を策定すること
 - (2) 取締役会が自らコンプライアンス・プログラムの内容を熟知しその執行を監督すること、企業の上層部の中からコンプライアンス・プログラムの執行責任者を選任すること、コンプライアンス・プログラムの執行に関する日常業務を担当する者を選任し、これらの者に対して適切な資源及び権限を与え、当該担当者はコンプライアンス・プログラムの執行責任者や取締役会などに対して当該プログラムの執行状況を定期的に報告すること
 - (3) 重大な権限を特定の者に与えるに際しては十分に注意を払い、違法行為若しくは企業行動規範に反する行為に従事したことがあると分かっている者又は注意を払えばそのような者であると分かる者に対して重大な権限を与えないこと
 - (4) 取締役会メンバー、実質的権限者等に対する効果的な研修を実施し、それらの者の役割や責任に相応した情報を配布することにより、コンプライアンス・プログラムの周知徹底を図ること、
 - (5) 犯罪発見のための監視を含めたコンプライアンス・プログラムの遵守、コンプライアンス・プログラムが効果的かどうかについての定期的な評価、社内通報制度の整備、などの措置を講じること、
 - (6) 当該プログラムに則って活動しようとする適切なインセンティブ、犯罪に関与したり、犯罪防止のための措置を怠ったりした場合の懲戒処分、により当該プログラムが組織全体として一貫して推進されていること
 - (7) 違法行為が探知された場合、当該違法行為に対して適切な対応措置を採るとともに、同種違法行為の再発防止に向けて合理的な措置を講じること
- (c) 上記の措置を講じるに当たって、犯罪のリスクを定期的に検証し、当該検証によって明らかになった犯罪のリスクを低減するため適切な措置をとらなければならない。